

地方独立行政法人青森県産業技術センター定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、工業、農林畜産業、水産業及び食品加工（以下「産業」と総称する。）に関する試験研究及び調査並びにそれらの成果の普及を行うとともに、産業に関する技術支援を行うことにより、地域産業の活性化を図り、もって青森県における産業の振興及び経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「法人」という。）とする。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、青森県とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、主たる事務所を黒石市に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、青森県報に登載して行う。

(役員の定数)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、役員として、副理事長1人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、青森県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

6 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 監事は、法人が次に掲げる書類を青森県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他青森県の規則で定める書類

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第9条 理事長は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

第10条 役員(監事を除く。)の任期は、2年とする。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(業務の範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

一 産業に関する試験研究及び調査並びにそれらの成果の普及に関すること。

二 産業に関する技術支援に関すること。

三 依頼試験等及び機械の貸付けに関すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

(業務方法書)

第12条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

(資本金)

第13条 法人の資本金については、青森県が出資する法人の業務に必要な土地、建物及び船舶とし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として青森県が評価した価額の合計額9,479,810,000円とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第14条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を青森県に帰属させる。

(規程への委任)

第15条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可のあった日(平成25年2月8日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可のあった日(平成27年7月10日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可のあった日(平成28年8月31日)から施行する。

附 則

1 この定款の変更は、総務大臣の認可のあった日(平成31年2月18日)から施行する。

2 この定款の変更の施行の際現に監事である者の任期(補欠の監事の任期を含む。)については、変更後の地方独立行政法人青森県産業技術センター定款第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可のあった日(令和元年10月8日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可のあった日(令和4年6月6日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可のあった日(令和5年7月26日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可のあった日（令和 6 年 5 月 2 3 日）から施行する。